

III 情報公開審査会の審議状況

神奈川県情報公開条例は、「原則公開」の精神に立って解釈、運用がなされており、公開することにより個人の権利利益を侵害する情報や、法人の競争上の地位を害する情報のように、条例第5条各号等の規定に照らして公開を拒むことに合理的な理由のある情報を除いて、公開しなければならないとされています。

平成22年度中に行政文書の一部又は全部の公開を拒むとの決定をしたものは、併せて4,427件ありました。諾否決定に対しては、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができますが、条例では、不服申立てを受けた実施機関は、神奈川県情報公開審査会の審議を経てから決定等を行わなければならない旨の手続を定めています。審査会は、附属機関の設置に関する条例によって設置され、7人以内の委員で構成される知事の附属機関ですが、知事以外の実施機関も条例の規定に基づいて審査会に諮問することとなっています。

審査会は、立法の趣旨から、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されており、その審議手続についても、行政不服審査法の審査請求に準じた方式がとられています。実施機関から諮問があった場合、審査会は、条例第5条各号等の非公開情報の適用についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになりますが、この審議に当たっては、非公開とされた行政文書はもとより、審査会が必要と認める書類について、実施機関その他の関係者に提出を求めた上で、判断が行えるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。このように、審査会では、非公開とされた情報について具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。

不服申立件数の増加に対応するため、平成13年度から、原則として部会において調査審議することとし、現在、審査会に2つの部会を設置しています。平成22年度は部会を24回開催し、前年度からの係属案件と新たに諮問を受けた不服申立案件を調査審議の上、審査会として20件の答申を行いました。審査会の開催状況及び審議概要は次のとおりです。

なお、審査会設置の趣旨にかんがみ、審査会の答申は最大限尊重することとしており、答申の行われた不服申立案件について、実施機関は答申どおりの決定を行っています。

神奈川県情報公開審査会委員名簿

平成23年3月31日現在（50音順）

氏名	現職	備考
交告尚史	東京大学大学院教授	
沢藤達夫	弁護士（横浜弁護士会所属）	
鈴木敏子	横浜国立大学教育人間科学部教授	
玉巻弘光	東海大学法学部教授	会長職務代理者
辻山栄子	早稲田大学商学部教授	
東玲子	弁護士（横浜弁護士会所属）	
堀部政男	一橋大学名誉教授	会長（部会長を兼ねる）

任期 平成21年4月1日～平成23年3月31日

情報公開審査会の開催状況

(第一部会)

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第95回	平成22年4月27日(火) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第586号について審議した。 ・諮問第591号について審議した。
第96回	平成22年5月14日(金) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第591号について審議した。 ・諮問第592号、第593号及び第594号について審議した。
第97回	平成22年6月1日(火) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第592号、第593号及び第594号について審議した。 ・諮問第596号及び第599号について審議した。
第98回	平成22年7月20日(火) 神奈川県庁本庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第592号、第593号及び第594号について審議した。 ・諮問第596号及び第599号について審議した。
第99回	平成22年8月17日(火) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第592号、第593号及び第594号について審議した。 ・諮問第596号及び第599号について審議した。
第100回	平成22年9月14日(火) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第601号及び第604号について審議した。 ・諮問第603号及び第606号について審議した。
第101回	平成22年10月13日(水) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第601号及び第604号について審議した。 ・諮問第603号及び第606号について審議した。
第102回	平成22年11月9日(火) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第601号及び第604号について審議した。 ・諮問第603号及び第606号について審議した。
第103回	平成22年12月27日(月) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第601号及び第604号について審議した。 ・諮問第607号について審議した。
第104回	平成23年1月25日(火) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第601号について審議した。 ・諮問第607号について審議した。 ・諮問第608号及び第609号について審議した。
第105回	平成23年2月21日(月) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第608号について審議した。 ・諮問第609号について審議した。 ・諮問第612号について審議した。
第106回	平成23年3月22日(火) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第608号及び第609号について審議した。 ・諮問第612号について審議した。

(第二部会)

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第92回	平成22年4月20日(火) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第590号について審議した。 ・諮問第598号について審議した。
第93回	平成22年5月11日(火) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第590号について審議した。 ・諮問第598号について審議した。
第94回	平成22年6月16日(水) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第590号について審議した。 ・諮問第598号について審議した。 ・諮問第595号について審議した。
第95回	平成22年7月27日(火) 神奈川県庁本庁舎	・諮問第598号について審議した。 ・諮問第595号について審議した。 ・諮問第600号について審議した。
第96回	平成22年8月25日(水) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第598号について審議した。 ・諮問第595号について審議した。 ・諮問第600号について審議した。
第97回	平成22年9月10日(金) 神奈川県庁分庁舎	・諮問第598号について審議した。 ・諮問第600号について審議した。 ・諮問第602号について審議した。
第98回	平成22年10月12日(火) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第598号について審議した。 ・諮問第600号について審議した。 ・諮問第602号について審議した。
第99回	平成22年11月17日(水) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第600号について審議した。 ・諮問第605号について審議した。
第100回	平成22年12月24日(金) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第587号、第588号、第589号及び第597号について審議した。 ・諮問第605号について審議した。
第101回	平成23年1月26日(水) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第587号、第588号、第589号及び第597号について審議した。 ・諮問第611号について審議した。
第102回	平成23年2月25日(金) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第587号及び第597号について審議した。 ・諮問第611号について審議した。
第103回	平成23年3月24日(木) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第587号について審議した。 ・諮問第614号について審議した。

(注) 部会の開催回数については、条例等の一部改正に伴い、条例上位置づけられた部会として、第199回全体会以降に開催された部会から改めて第1回と数えている。